

諮問番号:令和7年第1号

答申番号:令和8年第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「伊達博物館改築事業の初回入札が不調になった理由がわかる決裁文書、マーケットサウンディングの結果がわかるその他公文書」(以下「本件対象文書」という。)について、宇和島市長が行った部分公開決定(以下「本件決定」という。)は妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨及び経過

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和7年9月9日付けで宇和島市長が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、公開の決定を求めるものである。

#### 2 審査請求の経過

- (1) 令和7年8月3日、審査請求人は、宇和島市長に対し、宇和島市情報公開条例(平成22年条例第25号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、伊達博物館改築事業に係る資料の閲覧を求めて、公文書公開請求書を市に提出した。
- (2) 令和7年8月27日、処分庁は、条例第7条第2号ア及び第7条第4号カに該当するとして部分公開決定とし、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和7年9月5日、審査請求人は当該公文書を閲覧し、その場で交付を求める公文書を指定し、再度公文書公開請求書を提出した。
- (4) 令和7年9月9日、処分庁は、本件決定をし、指定された公文書を交付(部分公開)した。
- (5) 令和7年9月10日、審査請求人は、本件決定について誤りであるとして、本件決定を取り消し、本件対象文書の公開を求め、宇和島市長に対し本件決定についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 審査請求人及び処分庁の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張要旨

##### (1) 審査請求書

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

##### ① 条例第7条第2号アの非該当性について

条例第7条第2号アは、法人その他の団体(国・独立行政法人等・地方公共

団体・地方独立行政法人を除く) や事業を営む個人に関する情報のうち、公開することでその権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めている。

当該非公開情報に該当するには、公開請求に係る行政文書を公にすることにより、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である。本件報告書には、伊達博物館改築事業の建築工事にかかる初回入札の予定価格と、ヒアリング先の企業が積算した価格との不整合がおおよそいくらであるかの目安等が記載してあるだけで、ヒアリング先の企業の人件費やその他の経費の詳細や積算内訳等は記載されておらず、長年に渡って企業が培ってきたノウハウ、技術上の秘密を窺い知れる程度の情報であるとは考え難い。

## ② 条例第7条第4号カの非該当性について

条例第7条第4号カは、市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めている。

「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求され、支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。また、情報公開制度の趣旨に照らせば、本号で非公開とされる情報は、公開することにより適正な事務の遂行に支障をきたす相当の蓋然性があるものに限られ、いたずらに非公開範囲を広げる趣旨に解してはならない。

処分庁は、ヒアリングを忌避した企業から本市が今後情報提供等の協力を得ることが困難になる旨主張するが、本件報告書の公開・非公開の決定に際し、事前にヒアリング先の企業に対する意見照会等を行っておらず、公開を忌避した事実はない。本件工事のように、応札者なしで不落となった案件について、企業名の公開・非公開の別は、それだけをもって企業が委縮し、ヒアリングをためらう事態が生じる相当の蓋然性を有するものとはいえない。

## (2) 反論書

審査請求人は、「2 処分庁の主張要旨」に関する箇所について、概ね次のように反論している。

① 企業に対する個別ヒアリングにおいて得られるあらゆる情報に対する一般的な評価ととれ、本件対象文書におけるヒアリングの内容及び性質を個別に

検討したものとは考え難い。また、過去の様々な応札結果及び入札金額等と比較しても、当該企業の戦略的判断等を他社が利用又は模倣可能な程度に詳らかにするものではない。

そもそも、処分庁はノウハウや戦略的判断の漏洩による利益損失の可能性を前提に条例第7条第2号アの該当性の主張を展開しているが、苟も対象文書にそのような保護すべき内容が具体的に記載されていたとすれば、当該企業名ではなく、ノウハウや戦略的判断が記載されている部分のうち、他社に利用又は模倣される蓋然性が客観的に認められる部分を非公開とすべきである。

- ② 処分庁は、条例第13条第1項における第三者に対する意見照会について適示したうえで、当該企業の協力意欲や相互の協力関係について処分庁自身が危惧したことを理由に、意見照会をするまでもなく当然に非公開情報であると判断したとの主張を展開している。ここで、条例第13条第1項の規定の趣旨について検討すると、第三者に関する情報が記録されている文書について、公開することにより、第三者の利益が客観的かつ現実的に損なわれる具体的な事情を把握してはじめて非公開情報に該当する旨を主張することができるのであり、具体的にどの程度損なわれるかが不明な本件のような場合において、その第三者事情を適切に把握するための手段に関する規定であると解する。

処分庁は、条例第7条第4号カの該当性の判断にあたって、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるという点について異論はないとしているが、「法的保護に値する蓋然性」の裏付けとなり得る手段を行使できたにも関わらず行使せず、片面的な主義・主張のみをもって非公開情報であると判断しているものであり、その妥当性に疑義を呈する。

## 2 処分庁の主張要旨

処分庁は、弁明書及び口頭での説明において、概ね次のように主張している。

### (1) 本件決定を行った理由について

本件対象文書には、企業がどれほどの金額でどの規模の工事が可能になるか記載があり、これらが公開された場合、当該企業のノウハウが明らかになること、今後情報提供等の協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第2号ア及び第4号カに規定する非公開情報に該当するため、本件決定を行ったものである。

### (2) 弁明書

① 条例第7条第2号アについて

審査請求人は入札結果がすでに公表されていることから、当該ヒアリング結果が、企業の競争上の地位に影響を及ぼすことはないと主張している。

しかし、公表された応札金額は、特定の入札プロセスに限定される結果であり、ヒアリングを通じて得られる内部情報は、企業や市場の実態をより具体的に示すものと考えられるとともに、当該企業の戦略的判断や将来の応札の指標として、他者に利用されることが有りうる。応札した企業の入札金額がすでに公表されていることを踏まえてもなお、このような情報が公開されることにより、競争上の不利益が生じ当該企業の権利を害する可能性があるため、非公開情報に当たるものと判断する。

② 条例第7条第4号カについて

本件審査請求の対象となっている公文書には、ヒアリングの結果が記載されているが、当該ヒアリングは、入札が不調に終わった要因を調査することを目的としている。審査請求人の「伊達博物館改築事業の初回入札が不調になった理由がわかる決裁文書、マーケットサウンディングの結果がわかるその他公文書」との請求趣旨及び当該目的を汲み、当該ヒアリング結果の内容については公開決定している。また、情報公開条例第8条では、当該非公開情報を公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離可能な場合には非公開情報を除いて公開しなければならないと規定されているが、本件においてはこれ以上分離して公開することができない。したがって、いたずらに非公開範囲を広げる趣旨に解してはならないものという審査請求人の指摘には当たらない。

当該ヒアリングは企業名を公にしない前提で行ったものではないが、当該企業にとって不利益となる情報が含まれる可能性があり、今後のヒアリングに協力する企業の協力意欲を削ぐとともに、処分庁との信頼関係が損なわれることにより、忌憚のない意見交換ができなくなることが容易に想像されることから、企業名については意見照会をするまでもなく、当然に非公開情報であると判断し、意見照会を行わなかったものである。仮に一部の企業が公開に異をとねえず企業名を公開するにしても、公開を忌避しなかった企業だけを公開することは、情報公開の統一性を損なうのみならず、特に地方の公共工事においては、応札を検討する企業自体が限られており、他の企業が1社でなかったとしても企業名を類推しうる可能性も否定できない。

以上の理由から、当該企業名を公開することは、処分庁の公共工事については事業計画の適正な遂行に多大な影響を及ぼすことから、法的保護に値すると考えるものである。

### (3) 口頭での説明について

#### ①企業に対する個別ヒアリングについて

入札が不調に終わった要因を調査するためのヒアリングであり、企業の人件費やその他経費の詳細は示されていない。しかし、入札の予定価格との不整合の額、工事費の割合及び直接工事費に関することも記載されていることから、審査請求人が主張する、本件対象文書におけるヒアリングの内容及び性質を個別に検討したものとは考え難いという主張は妥当性を欠くと判断する。

#### ②条例第7条第2号アの該当性について

仮にすべてを公開した場合、当該企業の戦略的判断や将来の応札に関する指標として他者に利用されることがありうることは既に弁明したとおりで、本件対象文書に記載された入札予定価格との不整合額、工事費の割合、ならびに直接工事費に関連する事項から企業名を特定できる内容はないと判断されるため、請求の趣旨を汲み、ヒアリングの内容を公開している。

#### ③条例第13条の意見照会について

条例第13条第1項は、第三者に関する情報が記録されているとき、諾否決定に当たり意見書を提出する機会を与えることができると規定されている。

あくまで、規定で可能な範囲であり、弁明書でも既に述べたとおり、公開することにより、今後ヒアリングに協力する企業の協力意欲を削ぐとともに、信頼関係が損なわれることにより、忌憚のない意見交換ができなくなることが想像されるため、意見照会は行わなかったもの。

## 第4 審査会の判断

### (1) 条例第7条第2号ア及び同条第4号カの該当性について

本件対象文書のうち、ヒアリング先の企業名について、処分庁は条例第7条第2号ア及び同条第4号カに該当するものとして非公開と判断した旨を説明しており、その妥当性について、検討する。

### (2) 条例第7条第2号ア及び同条第4号カについて

条例第7条第2号アは、「法人等の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を尊重し、保護する観点から、法人その他の団体（国・独立行政法人等・地方公共団体・地方独立行政法人を除く）や事業を営む個人に関する情報のうち、公開することでその権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるもの」を

非公開情報と定めている。

また、条例第7条第4号カは、「市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として定めている。

なお、条例に記載の「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求され、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが求められると解される。

### (3) 本件対象文書のヒアリングの情報について

当審査会において本件対象文書を確認した結果、審査請求人が主張するように、企業の人件費の詳細な積算内訳についての記載はないものの、入札予定価格との不整合額、工事費の割合、ならびに直接工事費に関連する事項が記載されていることが確認された。

当該情報が、企業の戦略的判断や将来の応札における指標として、他者に利用されたり、模倣されたりする可能性があるかどうか、また、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があるかどうかについて検討する。

前提として、企業のノウハウとは、特定の企業が業務を遂行する過程で蓄積してきた専門的な知見や技術、独自の手法、具体的な実務の経験などを指すと解釈するのが適当である。当該情報については、その公開を通じて当該企業のノウハウが明らかになり、必ずしも当該企業の利益の逸失につながるとは言い難い。

しかし、処分庁が主張するとおり、仮に全ての情報を公開した場合は、当該企業の実態をより具体的に示す情報が含まれており、これが将来の応札の指標などとして、他者に利用される可能性があることは否定できない。

### (4) 判断について

上記(3)で検討したとおり、ヒアリングの内容そのものについては、企業のノウハウが明らかとなり利益を逸失する懸念は少ないものの、それと併せて、当該企業名を公開した場合、将来の応札の指標などとして他者に利用されることがあり得ると解することができ、当該法人等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるほか、入札に関わる事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

以上により、本件対象文書に記載された企業名については、条例第7条第2号ア及び同条第4号カに該当し、非公開としたことは妥当である。

## 第5 審査会による調査審議の経過

当審査会の調査審議経過は次のとおりである。

令和7年10月16日	諮問書及び処分庁の弁明書の受理
令和7年11月6日	審議
令和7年11月13日	審査請求人に対して意見書の提出照会及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
令和7年11月25日	審査請求人の反論書を受理
令和8年2月10日	審議
令和8年3月23日	審議
令和8年4月7日	答申

## 第6 答申に関与した委員

大島 博雅、森 千春、常盤 修二、林 昭子